

2007年7月12日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2007年6月28日付けで諮問（第262号）された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性及び第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人通知を省略することの合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通

知を省略する合理的理由，目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）」では，住宅・建築物の耐震化を促進するため，地方公共団体の耐震改修促進計画の作成，住宅・建築物の耐震化の現状把握及び耐震性に問題のあるすべての特定建築物の所有者に対する指導，助言等を行うことを規定している。また，平成18年度に神奈川県による「神奈川県耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）」が策定されたことを受け，これらに基づき，本市における「耐震改修促進計画（以下「本市促進計画」という。）」を，本年度末を目処に策定し，災害に強いまちづくりを推進していきたいと考えている。

本市促進計画策定のための基礎調査を含む一部の業務は委託で行い，効率的に次の手順で策定を行う。まず，市内全域のすべての建築物の中から，住宅及び法第6条第1号から第3号までに掲げる建築物について，基礎調査として文字情報と地図化による，耐震化の現状分析と耐震化予測を行う。そして，その基礎調査の分析結果に基づき，耐震化の施策を検討し，平成27年に向け，耐震化率向上の為の具体的な計画を，「本市促進計画」としてまとめ，県促進計画の形式を参考とした形で公表を行う。また，本市においては「法」及び「基本方針」に基づいた，耐震化についての指導・助言等を行うための建築物及び建築物の所有者等の台帳を作製する予定であり，平成27年度まで保持していく。

本市促進計画策定作業の中でも特に，耐震化の現状把握を行う基礎調査は，市内全域のすべての建築物における土地利用状況及び建物利用状況より，住宅及び法第6条第1号から第3号までに掲げる建築物を特定し，用途・構造・新耐震基準以前・以降の別等の文字情報である数としての統計・分析を行うと同時に，それらの市内13地区別を含む本市の特徴分析を地図上で行う必要がある。これには個人情報となる家屋・土地に関する情報が不可欠であり，市内全域のすべての建築物約10万件が調査対象となる。この建築物調査には，建築物単体の規模・構造・用途・建築年月日といった文字情報だけでなく形状や，所在地番や地目，敷地の地積とともに，地図上における位置の特定，即ち，どのような土地のどの位置・所在に建築されているのかといった，建築物に関する土地の文字情報及び位置・地図情報を必要とする。については，本市促進計画

策定をまとめるために、資産税課で保有する家屋課税台帳等の情報や家屋図・地番図を利用し、的確かつ合理的に基礎調査を行うことが必要不可欠である。

このことから、本市促進計画基礎調査及び耐震化の指導台帳作製のため個人情報利用ができるよう、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピューター処理について、本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外から収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

本市促進計画策定のための基礎調査において利用する家屋及び土地に係る個人情報、市内全域を調査対象範囲とする。すべての建築物の中から、住宅及び法第6条第1号から第3号までに掲げる建築物を文字情報並びに位置・地図情報として特定する必要がある。そして基礎調査結果を分析し、災害に強いまちづくりを推進するために、平成27年度時点における耐震化予測や耐震化促進に係る計画策定を行い、耐震化を優先的に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の設定をはじめ、これに関わる建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及や適切な情報を市民に提供することを考えている。また、必要に応じ、耐震化についての指導・助言等を行うために、建築物及び建築物の所有者等の台帳を作製することも予定しているが、約10万件にも及ぶ市内建築物の情報を本人から収集としたならば、時間・労力・費用を莫大に費やすこととなることから、それらを勘案し、合理的に耐震化の現状把握を行うことを求めるものである。については、資産税課から家屋課税台帳等の情報や家屋図・地番図を収集し、目的外利用することを求めるものである。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

市内全域を対象とする家屋及び土地について収集する情報は、約10万件にも及ぶ市内建築物の情報及びその建築物に係る土地の情報であり、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、事前の個別通知は省略するが、市民へは、個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う旨を広報ふじさわを通じて周知を図る。また、現地立入調査など直接個人と接触する機会が生じた場合は、ひとつの周知機会ととらえ、本市促進計画策定のための基礎調査の実施及び耐震化の指導台帳作製のため資産税課から個人情報を収集し目的外に利用した旨を通知又は説明することとする。

(4) コンピュータ処理の必要性について

本市促進計画策定のための基礎調査では、約10万件にも及ぶ市内全域のす

すべての建築物の中から、住宅及び法第6条第1号から第3号までに掲げる建築物を特定し、建築物の用途・年度・構造別等に統計分析を文字情報と位置・地図情報の両方で行う。特に、位置・地図分析では、まず、所在をはじめ、土地形状や建築物の配置、形状等複合的な情報によって市内すべての建築物の位置を確定した後、その地図上での用途・年度・構造別等の分析及び本市の特徴分析を行う。これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑である。迅速に、かつ正確に、確定し分析・集計するため、基礎調査の実施及び耐震化の指導台帳作製の範囲において、コンピュータ処理を行う必要がある。

(5) 情報の依頼先及び引き渡し方法

依頼先 資産税課
 引き渡し方法 電子媒体：容量に応じCD-ROM又はMOとする。
 調査基準日 平成19年1月1日

(6) 本人以外から収集する個人情報，目的外利用する個人情報並びにコンピュータ処理する個人情報について

市内に存するすべての建築物について住宅，法第6条第1号から第3号までに掲げる建築物を特定・分類し，位置を確定するために必要な個人情報は次の表のとおりである。

個人情報を用いて行う調査事項及び必要な個人情報

調査事項	必要な個人情報
土地情報 (市内全域対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者氏名 ・所有者住所 ・所在地番 ・現況地積 ・現況地目 ・地番図
家屋情報 (市内全域対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者氏名 ・所有者住所 ・所在地番 ・棟番号 ・用途 ・構造 ・工法 ・階数 ・屋根材 ・床面積（延べ床面積含む。） ・建築年月日 ・新築・増築の別 ・区分所有者家屋情報 ・家屋図

(7) 安全対策について

耐震改修促進計画策定のための基礎調査を含む一部の業務は委託により実施する。

個人情報の保護については、契約書及び仕様書で規定するほか、入札参加資格に、情報セキュリティに関する公認証ISO27001/ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又は「プライバシーマーク」を取得していることを資格条件に付して実施する。

契約締結後は、委託業者に対し、情報漏洩や許可なく利用することがないよう徹底し、個人情報の分析については、その職務にあたる必要最小限度の職員にて作業を行う。

なお、今回収集した個人情報の保管及び使用後の処分の責任者については、建築指導課長とし、本市促進計画策定までの間、鍵付きキャビネットにて保管する。その後、不要となったときは速やかに廃棄処分する。

(8) 実施時期

広報ふじさわ2007年7月25日号掲載以降

(9) 提出資料

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

ウ 個人情報取扱事務届出書

エ 神奈川県耐震改修促進計画

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)ないし(3)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集し及び目的外に利用する必要性について

本市促進計画策定のための基礎調査において利用する家屋及び土地に係る個人情報は、市内全域を調査対象範囲とする。すべての建築物の中から、住宅及び法第6条第1号から第3号までに掲げる建築物を文字情報並びに位置・地図情報として特定する必要がある。そして基礎調査結果を分析し、災害に強いまちづくりを推進するために、平成27年度時点における耐震化予測や耐震化促進に係る計画策定を行い、耐震化を優先的に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の設定をはじめ、これに関わる建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及や適切な情報を市民に提供することを考えている。また、必要に応じ、耐震化についての指導・助言等を行うために、建築物及び建築物の所有者等の台帳を作製することも予定しているが、約10万件にも及ぶ市内建築物の情報を本人から収集するとしたならば、時間・労力・費用

を莫大に費やすこととなる。

以上のことから判断すると、本市促進計画策定のための基礎調査の実施及び耐震化の指導台帳作製のため、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

市内全域を対象とする家屋及び土地について収集する情報は、約10万件にも及ぶ市内建築物の情報及びその建築物に係る土地の情報であり、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、実施機関では、事前の個別通知は省略するが、市民へは、個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う旨を広報ふじさわを通じて周知を図ることとしている。また、実施機関では、現地立入調査など直接個人と接触する機会が生じた場合は、ひとつの周知機会にとらえ、本市促進計画策定のための基礎調査の実施及び耐震化の指導台帳作製のため資産税課から個人情報を収集し目的外に利用した旨を通知又は説明することとしている。

以上のことから判断すると、本市促進計画策定のための基礎調査の実施及び耐震化の指導台帳作製のため、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

本市促進計画策定のための基礎調査では、約10万件にも及ぶ市内全域のすべての建築物の中から、住宅及び法第6条第1号から第3号までに掲げる建築物を特定し、建築物の用途・年度・構造別等に統計分析を文字情報と位置・地図情報の両方で行う。特に、位置・地図分析では、まず、所在をはじめ、土地形状や建築物の配置、形状等複合的な情報によって市内すべての建築物の位置を確定した後、その地図上での用途・年度・構造別等の分析及び本市の特徴分析を行う。これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑である。迅速に、かつ正確に、確定し分析・集計するため、基礎調査の実施及び耐震化の指導台帳作製の範囲において、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、本市促進計画策定のための基礎調査の実施及び耐震化の指導台帳作製のため、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

イ 安全対策について

耐震改修促進計画策定のための基礎調査を含む一部の業務は委託により実

施する。

個人情報の保護については、契約書及び仕様書で規定するほか、入札参加資格に、情報セキュリティに関する公認証ISO27001/ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又は「プライバシーマーク」を取得していることを資格条件に付して実施する。

契約締結後は、委託業者に対し、情報漏洩や許可なく利用することがないよう徹底し、個人情報の分析については、その職務にあたる必要最小限度の職員にて作業を行う。

なお、実施機関では、今回収集した個人情報の保管及び使用後の処分の責任者については、建築指導課長とし、本市促進計画策定までの間、鍵付きキャビネットにて保管する。その後、不要となったときは速やかに廃棄処分することとしている。

以上より、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上